

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月27日

支出負担行為担当官代理
九州運輸局総務部長 高原 哲

1. 競争に付する事項

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 競争件名 | 福岡運輸支局他3ヶ所に係る
自動車登録番号封印作成契約（単価契約） |
| (2) 仕 様 | 仕様書のとおり |
| (3) 履行場所 | 仕様書のとおり |
| (4) 契約期間 | 仕様書のとおり |
| (5) 電子調達システムの利用 | 本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。 |

2. 競争に参加する者に必要な資格事項

- (1) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」において「A」「B」及び「C」の等級のいずれかに格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条に該当しない者
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所
福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1
福岡合同庁舎 新館9F
九州運輸局総務部会計課調度係
電話 092(472)2314

(2) 入札仕様書の交付期間

令和8年2月27日(金)から令和8年3月10日(火)
9時00分～16時00分(土・日・祭日を除く)
ただし、令和8年3月10日は、12時00分まで

(3) 電子入札参加申請書提出期限

令和8年3月10日(火) 16時00分

(4) 紙入札参加承諾願提出期限及び提出場所

令和8年3月10日(火) 16時00分
福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1
福岡合同庁舎 新館9F
九州運輸局総務部会計課調度係

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子調達システムにより行うこと。
ただし、(4)の承諾を得た場合紙により持参すること。

① 電子調達システムによる入札の締切

令和8年3月24日(火) 17時00分

② 紙入札方式による入札の締切

令和8年3月24日(火) 17時00分
ただし郵送による場合は必着とする。
福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1
九州運輸局 総務部 会計課

③ 開札日時及び場所

令和8年3月25日(水) 10時30分
福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1
福岡合同庁舎 新館10F 小会議室(1)

④ 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
政府電子調達(GEPS)

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

4. 入札者に要求される事項

(1) 電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ(資格審査結果通知書等)を作成し、所定の受領期限までにこれを上記3(5)に示すURLに、電子調達システムを利用しなければならない。

(2) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書(紙入札方式参加願・資格審査結果通知書等)を作成し、所定の受領期限までにこれを上記3(4)に示す場所に提出しなければならない。

なお、(1)、(2)いずれの場合も、開札日の前日までの間において当該証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

5. その他

(1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 入札執行回数 原則として当該入札の執行において入札執行回数は2回以内とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (6) 契約手続について使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (7) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他 詳細は入札説明書による。
また、本契約は令和8年度予算成立を条件とする。

以上、公告する。